

当健康保険組合への届出書等の押印については、一部を除き不要です。

1 押印が不要となる印（各種届出書、申請書、添付書類が対象）

事業主印（傷病手当金等の証明者印を含む）、被保険者印、申請者印、受取代理人印（委任状欄の事業所担当者印を含む）、社会保険労務士印、医師及び助産師の印（傷病手当金等の証明者印を含む）

2 引き続き押印が必要な届出書等と印

届 出 書 等 名	必要な押印
「健康保険高額療養費支給申請書」（※市区町村長の証明がある場合）	市区町村長
「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書（市区町村民税非課税者用）」（※市区町村長の証明がある場合）	市区町村長
「健康保険出産育児一時金・出産育児付加金支給申請書」（※市区町村長の証明がある場合）	市区町村長

3 内容の訂正に関する取扱いについて

届出書等に記入した内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容を記入のうえ、訂正者の氏名を記入してください。

なお、届出書等に押印をしている場合については、上記の方法による訂正または押印した印による訂正のどちらかをお願いします。